

「かわさき家庭と地域の日」の試行実施について

1 背景・経緯

(1) 国における検討

平成29年7月18日：「キッズウイーク」総合推進会議で、【家庭や地域の教育力の向上／休み方改革／地域・観光振興】を目指して、【地域ごとに『キッズウイーク』を新たに設定し、大人と子供が一緒にまとった休日を過ごす機会を創出】する方向性が確認された。

平成29年9月13日：学校教育法施行令の改正

①政令改正の趣旨・目的

- ・地域における保護者の有給休暇の取得を促進することと合わせて、長期休業日の一一部を学期中の授業日に移すこと等により学校休業日を分散化することで、児童生徒等と保護者等が共に体験的な学習活動等に参加すること等を通じて、児童生徒等の心身の健全な発達を一層促進する環境を醸成することを期待するもの。

②改正の概要

- ・大学を除く公立の学校の休業日として、新たに家庭及び地域における体験的な学習活動その他の学習活動のための休業日を例示すること。
- ・市町村又は都道府県の教育委員会は、体験的学習活動等休業日を定めるに当たっては、家庭及び地域における児童・生徒等の体験的学習活動等の円滑な実施及び充実を図るため、休業日の時期を適切に分散させて定めることその他の必要な措置を講ずるよう努めるものとすること。

(2) 本市における検討の経過

平成28年 2月：地域教育会議交流会において、「子ども会議などのイベントを企画しても、中学生は部活動があり参加が困難なことが多いことから、『地域の日』を設定して欲しいとの意見があった。

平成29年 9月：学校教育法施行令の改正

平成29年 9月

～平成29年11月：本市における基本的な考え方の検討

参考：「川崎市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則」における休業日の定め

休業日（第3条第1項）

（6）夏季休業、秋季休業、冬季休業

7月1日から翌年1月31日までの間の56日以内で、校長があらかじめ教育委員会の承認を受けて定める日

※特別支援学校についても、同様の定めとなっている。

※高等学校については、夏季休業は7月21日から8月31日まで、秋季休業の定めはなく、冬季休業は12月25日から翌年1月7日までとなっている。

2 本市における基本的な考え方

(1) 法令等に基づく体験的学習活動等休業日の考え方

政令改正の趣旨・目的を踏まえ、政令改正において示された「体験的学習活動等休業日」を「かわさき家庭と地域の日」と呼ぶこととする。

(2) 休業日設定の基本案

①川崎市立学校では、前期と後期の間に秋季休業日を数日間設定していた実績もあつたことから、10月第2週目の体育の日を含む3連休後の火曜日（平成30年度は10月9日）に秋季休業日を設定するとともに、その日を「かわさき家庭と地域の日（キッズウィーク）に充てることを基本案とする。

②設定にあたっては、夏季（冬季）休業日の日数を調整することや、振替休日を活用することで、各学校の総授業日数を確保する。

③各学校の教育活動に支障・混乱が生じないように配慮しながら、各学校に対して基本案を例示し、各学校においてこの基本案を参考に設定に向けて検討に努めることとし、実施可能な学校から取組を始めることになることを視野に入れ、対応していく。

3 基本的な考え方に基づく検討状況等

平成29年12月：校長研修会において、各校種の校長全員を対象に、当該休業日の設定に向けて検討を依頼した。

平成30年 2月：教育課程編成届説明会において、実際に教育課程の編成事務を担当する教務主任を対象に、当該休業日の設定に向けて検討を依頼した。

平成30年 2月：川崎市地域教育会議交流会において、当該休業日の趣旨等について説明した。

平成30年 3月：川崎市PTA連絡協議会理事会において、当該休業日の趣旨等について説明した。

平成30年 3月：当該休業日の設定及び保護者や地域への周知に係る、各学校あての依頼文を発出した。

このような検討の結果、平成30年度は、全市立学校において当該休業日を設定した。ただし、すでに行事等が組まれていた一部の学校については、10月9日ではなく、他の日を当該休業日としている。（小・中・高 合計10校）

4 今後の取組

体験的学習活動等の促進を図るため、地域で活動している団体や市内公共施設等との連携を推進するとともに、平成30年度における当該休業日の活用状況を踏まえ、次年度以降の取組について検討を進める。